

第 21 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 21 年 9 月 10 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

(2) 場 所 本庁舎 2 階 第 2 特別委員会室

(3) 出席者

ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 小川静子 齋藤玲子 田崎由子 芳賀一英 藤田一巳
森岡幸江

イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹

土木部次長 建設産業室長 農林総務課主幹 入札用度課主幹兼副課長

教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課次席

県中地方振興局出納室長 会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長

南会津地方振興局出納室長

二本松土木事務所長 県中建設事務所主幹兼総務部長兼総務課長

三春土木事務所長 喜多方建設事務所事業部長 南会津建設事務所事業部長

(4) 次 第

ア 開会

イ 議事

(ア) 報告事項

a 平成 20 年度における総合評価方式と工事成績について

b 平成 21 年度における総合評価方式の実施状況について

c 県発注工事等の入札等結果について(第 1 四半期分)

d 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(イ) 審議事項

a 抽出案件について

b 建設関係団体等からの意見聴取について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

ウ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから第 21 回入札制度等監視委員会を開会いたします。

本日の会議は、軽装での開催といたしました。なお、総務部政策監につきましては、所用により午後 3 時頃に途中退席となりますので御了承願います。また、安齋委員におきましても、所用により午後 4 時頃に途中退席となりますので御了解願います。

それでは、議事について、美馬委員長、よろしく願います。

【美馬委員長】

それでは、これより議事に入ります。まず、本日の議事の進め方について協議したいと思えます。本日予定しました議題は、報告事項 4 項目、審議事項 2 項目でございますが、特段問題がなさそうですので公開で行いたいと思えますがよろしゅうございますか。

それでは、御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

まず、報告事項ア「平成 20 年度における総合評価方式と工事成績評定について」です。説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料 1 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。今の報告につきまして質問等があればいただきたいと思います。いかがですか。

総合評価方式の場合には、低い工事点数が少なくなる、底上げされるということがみてとれるということで、総合評価方式の品質向上という意味では一定の成果が出てくるような気がいたします。いかがですか。

【田崎委員】

このグラフをみると、落札率が低くても評価が良いということも見受けられるので、落札率が低い中でも工事担当者が努力しているということが感じられました。

【美馬委員長】

ありがとうございました。他にいかがですか。

【芳賀委員】

評価点 70 点以下という場合、こういう人たちに対する行政的な監督員からの協力というか、指導、サポート、そういった面が発生してはいないのか。評価方法が本年から変わって、点数の付け方も変わるということですが、やはり、一定の水準や求めるものに対して行政の経済的な支援、監督員が現場に行く回数が増えるとか、そういったことが発生すれば、当然ながら、忙しい中で監督されるわけですから、それなりの処分とか、そういったものがあったとしてもいいのかなど。そういうことから、今年 4 月からの工事で 3 か月くらいで終了しているものについては、実態をつかまれていると思うんですけども、できれば、次回以降の委員会の時にそういったものも提示いただければありがたいと思います。

【美馬委員長】

今の質問は、評価が低い場合に、その指導がきちんとなされているかという問題と、どれくらいのレベルから指導をしていく必要があるのか、その辺をつかんでいけば、あるいは決めていけば、情報を提供したいということですが、今すぐ分かりますか。

【入札監理課長】

そういうものを取りまとめた資料等があるかどうか確認してみないと分かりませんので、確認をさせていただいて、次回くらいまでに御報告させていただきたいと思います。

【美馬委員長】

はい。よろしゅうございますね。

【芳賀委員】

はい。

【美馬委員長】

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、2 番目の報告事項「平成 21 年度における総合評価方式の実施状況について」です。説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料 2 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。今回、総合評価方式の実施状況についての資料でしたけれども、今年から全面的な総合評価方式を採用したということで、参加者数が大幅に増えた。もう一つは、評価基準についても昨年とは異なるという意味で、前年度比較がそのままストレートにはいかないという面はありますけれども、そういうものを踏まえて、実施状況についての説明でございました。そして、重要なのは、その結果として検討課題が二つほど見えてきたということでございます。特に一番目の問題は、大きい企業が非常に有利になると、中小とか新しく参入した企業が非常に不利になる。こういうような問題をそのまま放っておいていいのかというような課題が見えてきたということでした。質問はございますか。

【安齋委員】

総合評価を導入するといろんな問題が起きることは、ある程度、当初から想定はしてはいたのですが、検討課題にもありますように、得点の配分によっては適正を欠くのではないかと出てくる感じがする。それで質問ですが、1 点の差が、特別簡易型とか標準型とかいろんな形で若干違うと思いますが、5 千万円、1 億円、3 億円の工事など金額でも違うと思いますが、我々に端的に分かりやすいように 1 点の差が金額にどのくらい影響するのか試算した資料はあるでしょうか。

【入札監理課長】

実際の得点が何点であるかということと、そのときの入札金額の水準、何億円程度の工事であるとか、何千万円程度の工事であるとかによって異なった結果になってきますが、例えばということで申し上げますと、金額の大きいものでは標準型の場合、2億円以上の工事が対象となっておりますので、例えば、2億円で札が入った方が標準型の今までの最高点の149点の得点がある場合、これに対抗して受注するには、それよりいくらか安くしなければならないかを試算してみますと、1点違いで148点だったとすれば、その148点の方の評価値が同じになるためには、2億円よりも134万円安く入れると評価値は同じになるということになりまして、割合でいいますと、0.67パーセント程度安く入れると得点の分を金額でカバーできるということになります。

また、特別簡易型の場合で、特別簡易型の満点である120点の方が3千万円で札を入れたときに1点少ない119点の方が対抗するための金額差ということですが、25万円安く入れると同等の評価値になります。これも割合にしてみますと、0.83パーセントとなります。参考例として以上の状況です。

【美馬委員長】

高いとみるのか安いとみるのか、微妙なところはありますけれども、結構効いてはきますね。

【安齋委員】

もっと大きい差が開くのかと思ってましたけど、案外小さいなという感じがしますね。

【美馬委員長】

1パーセントは切りますね。でも、点数が2点3点と違うと相当効いてくるということかもしれません。

【安齋委員】

それで、続いてですが、例えば、検討課題にも出てますけれども、特別簡易型で3点の差と、こうなると、果たしてこれが適正かどうかという形になりますので、配点の割合を見直す時期がきているのかどうか。その辺の意見を聞きたい。あるいは業界からクレームがきているかどうか。

【入札監理課長】

クレームということではありませんが、点数の差が大きくなってしまうと金額でもなかなか太刀打ちしにくくなるという御意見などをいただいたことがございます。今後につきましては、今の時点では、まだ、検討課題という受け止め方をしている段階でございまして、具体的にどうするか決まっているわけではございませんが、これらの状況を踏まえて対応策を考えなければならないというところです。

【美馬委員長】

たぶん、この問題は、この委員会でも議論して総合評価委員会に意見を具申するという形になるんじゃないかと思えます。

【安齋委員】

次回に、業界の意見聴取がありますから、その中でこれも意見が出るかもしれないですね。

【美馬委員長】

かもしれませんね。いずれにしても、もう少し検討した結果を踏まえまして、この委員会でも問題を詰めていきたいと考えております。

【芳賀委員】

優良工事の評点は特別簡易型の場合3点ですね。普段から思っているんですけども、ゼロか満点かという考え方ですよ。例えが適切でないかもしれませんが、運動会では1等、2等、3等と表彰されますよね。ウエイトが高いために、表彰を取ってれば極めて有利だということになるので、この辺については、もっとソフトランディングの方法があるんじゃないかと。特に10年という長いスパンで評点をもらえるわけですから、その辺は必要かと。

あと、もう一点ですけども、資料の2頁目に低入札価格調査の対象件数、これは調査をやったけれどもみんな大丈夫だったという話ですよ。基本的なことで、私、理解できないんですけども、予定価格というのは、資料そのものが実態調査をしたり統計資料などを使って出されていくわけで、それから設定された価格を下回って出てきたものについて、できるんだ、大丈夫なんだという根拠というのが、私はむしろおかしいんじゃないかと思っています。競争が行き過ぎたために、そういうことになる場合も多いんじゃないかと。一例で申し上げますと、積算体系な

どを見ますと福利厚生的なものだと思いますけれども、退職金共済などという現場管理費でみなくてはならないものがあります。そういうものが、全部切られていってしまう。そうしたときに、果たしてそれが適正な価格なんだろうかということを考えると、この低入札価格調査で OK になるのはいいんだけど、以降の対応の仕方について、常識では考えられない数字が出てきて、低廉売ということで独占禁止法の改正なども行なわれておりますので、そういったことを考えてみたときに、先を検討する余地はあるのではないだろうかということで、是非とも検討をお願いしたい。

【美馬委員長】

そうですね。具体的な内容については後で検討するとしまして、失格者がいないということについては、どういう理解ですか。

【入札監理課長】

私の先ほどの説明で、この部分についてあっさりと言ってしまった関係かもしれませんが、失格につきましては、低入札価格調査対象が 16 %程度ありますけれども、今年度 57 件の調査基準を下回った方が落札候補者になられたということで、失格基準に該当しました 30 者は失格とされております。低入札価格調査をする前に、落札候補者から外れる扱いになります。それでも基準にかからなかった場合には、調査をしまして、なぜその金額で施工できるかということを確認するわけです。

総合評価方式の場合になぜそういう手間のかかるやり方になっているかと申しますと、通常の価格競争の場合は、最低制限価格を設けて一定金額を下回ったら自動的に失格にするという制度になっておりますけれども、総合評価方式の場合につきましては、その金額で履行することが難しいだろうと判断した場合には、その者と契約しなくていいという制度になっております。その趣旨は、総合評価方式の場合は、技術提案を受けたり、施工の仕方について説明を求めた上で契約をすることになるので、施工方法などを工夫して、工期を短縮したり、新しい技術で効率的な施工をしたり、下請を全く使わずに自社内だけで全て施工するので外注経費が必要なくて安くできるとかいろいろ理由があると思うので、その辺の理由を確認した上で、理由もなくただ安く入れてきただけという場合には、その内容を確認した上で失格とすることがありまして、昨年度は 3 件が失格となっております。今年度は、そこまでいったものは今のところはなかったようでございますが、その手前の失格基準の方で、今年度は失格基準を上げたということもございまして、昨年度は 16 件失格ですが、今年度は 30 件が失格となっております。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。ありがとうございます。他にいかがですか。

【小川委員】

先ほどの、優良工事の問題なんですけれども、それをもっと分かりやすくということで、今回の資料 3 の中で気になるものを調べているうちに、ちょうど優良工事の問題が出てきたものから調べてみたんですが、資料 3 で、4 件の舗装工事で、参加者が 15 ~ 16 者参加で、いずれも同一の企業が落札しております。それで総合評価の内容を見てみたんですが、落札した企業はやはり優良工事表彰を受けている。ここで 3 点をとって加算点が満点になっており、4 件とも同じ結果になっております。この企業は、工事施工箇所の隣の市の企業なんですけど、工事施工箇所と同じ市の業者が多数参加して、金額的には同じような金額だが、この優良工事のところで負けている。他にも、舗装工事で今と同じような結果となっているものもあります。このところは早急に見直しをしていただかないと、一部の企業だけが有利で優良工事表彰をとれないところは非常に不利になってしまう。過去に優良工事表彰されたところを県の公表資料から見てみますと、同じ企業が何回ももらっている。そうすると、より限定された企業しか優良工事の評価は受けられない結果になっているんじゃないかと思われまして。

【美馬委員長】

これは、頑張って優良工事をすることを奨励しており、総合評価方式で品質保証につながるという問題もあるわけですから。

【小川委員】

ありますね。ありますが、やはり、どうしても一部の企業に偏ってしまう結果というのは、競争性の意味から、もうちょっと別な形で何らかの評価をする方法がないのか。先ほどの総合評価

方式と工事成績というものの分布図を見てみますと、今の総合評価ですと、工事の成績のところが 80 点以上は点数になるけど、それ以下はゼロということで、特別簡易だと 3 点か 0 点で分かれてしまうんですけども、分布図を見ますと 70 点から 80 点というのかなり数としてありますので、1 等賞、2 等賞、3 等賞のように 80 点以上は 3 点だけでも、70 点から 80 点までの間で、75 点から 80 点の間であれば 2 点とか、70 点から 75 点の間であれば 1 点だとか、救済というか、幅広い考え方を入れていただければ、よりいろいろな企業が競争として乗れる幅が増えると思うので、そんなところも気になりましたので。

【美馬委員長】

それにつきましては、改めて検討したいと思います。他にいかがですか。

【入札監理課長】

今ほどの評価項目についての検討につきまして、先ほども申しあげましたけれども評価基準ということでございまして、県では別に委嘱をしております総合評価委員会の方で最終的には意見をいただいて決定することになりますので、小川委員から、早急にやるべきだというお話もありましたが、そちらの方で、仮に見直すべきだという結論になった場合には、結果として、監視委員会の方には見直した後に報告ということになる可能性もありますので、あらかじめ御了解いただきたいと思います。

【美馬委員長】

この委員会からの意見も必要かと思しますので、こちらも早急に検討する必要があるかもしれませんね。

【小川委員】

資料 2 の 4 頁の消防団のところですが、ここも数字が低いんですけども、消防団は都市部の企業と郡部の企業で少し較差があるということと、消防団そのものが団員を減らす方向に行っているところもありますので、そういったところも総合評価のあり方の中で御検討いただければと思います。

【美馬委員長】

はい。議事録に残しておきますので。今後の検討課題と思います。

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、3 番目の報告事項「県発注工事等の入札等結果について」です。説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料 3 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。何か御質問ございますか。第 1 四半期の状況です。特徴とすれば、入札参加者数が契約金額の低い部分について増えてきたということですね。平均落札率等は、それほど大きな変化はないということでございます。よろしゅうございますか。

それでは、4 番目の報告事項「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」です。説明願います。

【入札監理課長】

(資料 4 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。今の報告案件につきまして御質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項は終わりました。審議事項に入りたいと思います。審議事項の 1 番目「抽出案件について」でございます。まず、抽出された委員の方から抽出理由について説明願いたいと思いますが、今回は 2 名の委員が合同で行いましたので、代表しまして小川委員の方から説明をお願いします。

【小川委員】

今回抽出しましたのは、68 件の工事のうちから 5 件を選びました。資料 5 の案件番号 1 については、19 者が参加されての一般競争だったのですが、そのうち 8 者が失格をしていることから抽出しました。次の案件 2 につきましても、27 者が参加している中で 19 者が失格をしている

こと、そして失格した企業の入札額が似たような金額で出ていることから抽出しました。次の案件 3、これは総合評価で行ったものですが、落札した企業の入札額と一番高い入札をした企業の金額とで開きが大きかったことから抽出しました。次の案件 4、これも総合評価ですが、14 者参加した中で 2 者が予定価格を上回って入札をしたところがありました。予定価格を上回ったところは、地元の老舗的な企業だったものですから、どうしてそのような結果が出るのか疑問に思い抽出しました。それから案件 5 に関しましては、一般土木の格付要件 A、B、C で 28 者が参加できる状態になっていた中で 1 者しか参加しなかった、そして落札率が 98.33 % と高かったことから抽出したところです。

【美馬委員長】

ありがとうございます。今回は、地域要件を管内に変更した結果、これがどういう影響を及ぼしたのかということを検討するための抽出案件でございました。それぞれの理由で、今回はこの 5 件が選ばれたということでございます。抽出理由について何か質問等ございますか。よろしゅうございますか。それでは、それぞれにつきまして説明をお願いしたいと思います。

最初は、二本松土木事務所の案件について御説明いただきたいと思います。

【二本松土木事務所】

(資料 5 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。この案件について、まず御質問を受けまして、その後、一括して御意見等を伺いたいと思います。今の報告につきまして、御質問をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【藤田委員】

D ランクの企業が入札に参加したということですが、これは事前にチェックできないのでしょうか。あるいは、企業の方には自分のところの格付はこれくらいなんだというような認識はないのでしょうか。

【入札監理課長】

制度の話でありますので、私の方から御回答します。福島県の入札制度は事後審査方式というやり方をしておりまして、要するに、一般競争入札というのは資格を持った方で条件に合いさえすればどなたが参加しても良いという制度ですから、事前に資格を審査しようとする場合によっては 40 者とか、かなりの数の入札があつて、それを全部調べなくてはならないということになりますとかなり労力がとられますので、基本的には、先に調べるのではなくて、開札して 1 位になりそうな方だけチェックするというようなやり方をしている関係で、今回のような資格がそもそもない企業が参加してしまうということは、まれにですがございます。今回につきましては、念のため参加された企業に電話で理由を確認しましたところ、工事の内容を見たときに自分の会社で施行が可能だというふうに思って入札をしてしまったということでもございました。

【美馬委員長】

他に御質問いかがですか。よろしゅうございますか。それでは 2 番目、県中建設事務所の案件について御説明願います。

【県中建設事務所】

(資料 5 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。この案件は失格者が非常に多かったのですが、その理由についてはどのように把握しておられますか。

【県中建設事務所】

確かなことは分からないのですが、現場条件が良くて工種も比較的単純なため低価格で施工できるものと企業の方で判断したとも考えられます。

【美馬委員長】

はい。他に御質問いかがですか。

【田崎委員】

19 者とあまりにも失格者数が多いことに驚いたのですが、最低制限価格自体がどうだったのかということはいかがでしょうか。

【美馬委員長】

この価格が適正であったかどうかということについては、どういう理解ですか。

【入札監理課長】

競争が激しいためにこういう結果になったんだと、先ほどの話のように、参加された方が安くても施工しやすい工事だということで入札されたんだと思いますが、最低制限価格の設定については、例えば誤って設定したとかということではなくて、きちんと設定されていたというふうに受け止めてございます。

【美馬委員長】

失格になった人の結果をみると、そんなに失格の基準が高いということではなく、通常の水準だと思うんです。ただ、予定価格の方が甘かったら当然こういう結果にもなるかもしれませんが、今回の工事はそのようなことではなさそうですね。

よろしゅうございますか。他にいかかですか。

【安齋委員】

先ほどの1番目のケースもそうなんですけど、こういうケースが出ると、今までの審議経過についてちょっと迷ってしまうんですね。というのは、今まで企業の方から最低制限価格が低いから上げてほしいという要請があって、4%、5%くらい上げましたよね。ところがどうも、この工事は簡単だからだとは思いますが、せっかく上げて、もっと低い金額で仕事がほしいということで競争しているわけですね。そうすると、あれだけ上げたことがあまり意味がないのではないかなど。単純に言えば、県の財政は豊かではありませんので、企業がそれでも儲かるということであれば、上げる必要はなく前の数字でも良かったのかなという反省にもなってしまいますね。そうすると、最低制限価格を少し高めにしたから、もう少し下げてもいいんじゃないかという議論は県としてはないんですか。

【入札監理課長】

この案件は4月以降の案件でございますが、以前ですと過去の例などから落札水準を最低制限価格の近辺ということで皆さん積算をされて入れてこられるわけですが、予定価格が事前公表になっていましたので、積算が正しいかどうかを予定価格と突き合わせてチェックすることがおそくできたのだと思います。それが4月以降は予定価格が事後公表になりまして、そういうことが難しくなったために積算の精度があまり良くない企業が、ついつい、安全側というのは変な言い方ですが、なるだけ取りたくて低めに入ってしまうがためにこういうことになっているような状況なのかなということも考えられますので、まだ事後公表にして間もないということもございまして、こちら辺はもう少し状況を見てみないと何ともまだ判断できないかなというふうに考えております。

【美馬委員長】

そういう意味では過渡的で、きちんとした見積ができない企業が幅を見てこういうことになったのかなど。

【芳賀委員】

ただ今、安齋先生の方から、予定価格の問題、そして、企業はいわゆる適正な価格としてそういうものを入れているんだとも取れる発言だったと思うのですが、これですね、今、市場がどういう状況かといえば、建設市場というのは土木の場合ですと官公庁が市場を決めているという部分がありますね、いわゆる、建設市場以外のところは本当に幅広くいろいろな形で市場設定が決まってくるんだけど、この建設市場は公共事業ということで、この辺で落札しなければならぬという予定価格に対しての最低制限価格があるわけですから。今、なぜこれだけの企業が手を挙げてくるのか、いわゆる仕事がないんですね、そして、小さな企業の場合ですと本当に競争が激しい。結果として取ろうとしたときには、落札するための適正価格はなんぞやということからスタートする。つまり、運転資金であるとか、もう後先を考えないという部分が今非常に多いんだと思うんです。これは、間違いなくそれぞれの調査結果などを見ますとそんな形のようなんですね。ですから、皆さん方、今のままの過当競争の中では、きっと最低制限価格を想定し、今はいいソフトができていますから予定価格はだいたい数値を入れていくと分かりますから、そこからじゃあ20%を切るとかといったものがちょっとソフトの関係でこんなふうになっているというのが、下回っている大きな理由ではないかと思うんです。

【美馬委員長】

過当競争がこれで安定するかどうかは分かりませんが、実情はそういうことのように感じます。あと、この案件については、第1位と第2位は同じ金額なので、くじで決めたのだですね。

他に質問ございませんか。よろしゅうございますか。それでは、1時間ちょっと過ぎましたので、ここで5分くらい休憩を取りたいと思います。2時42分くらいに再開したいと思います。

《休憩》

【美馬委員長】

再開したいと思います。3番目の三春土木事務所の案件について御説明願いたいと思います。

【三春土木事務所】

(資料5に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この抽出理由で価格差が非常に大きいということだったのですが、予定価格オーバーがある一方、低入札価格調査の対象になったということで、非常に価格差が大きいと思うのですが、この辺についてはどのように理解していますか。

【三春土木事務所】

価格を最も高く設定された企業についてでございますが、入札の時に提出いただいた見積内訳書で確認したところ、側溝の一つの単価が一桁間違っていて入力されておりまして、その差が約600万円弱ほどございました。その影響でこのような大きな金額になったものと思われまして。

【美馬委員長】

単なる入力ミスですね。他に御質問いかがですか。

【安齋委員】

約600万円も違ったら、合計でおかしいと思わないのですかね。企業の方では分かるのではないのでしょうか。

【三春土木事務所】

はっきりしたことは分かりませんが、もしかすると最後の見直し等をしないでそのまま出されたのかもしれない。

【安齋委員】

企業の方では、例えば何メートルの工事とかいえば、ある程度これくらいということは分かるのではないのですか。入札書を提出するとき、その金額と実際に積算した数字が大きく違えば、そこで検討やチェックが始まるのではないかと思うのですが。土木部次長の方ではその辺をどう考えますか。

【土木部次長】

いわゆる経験を積んだ担当者であれば、例えばメーターいくらか、立米いくらかということで大体の概算が分かるのが一般的なんですけど、ただ、年度の初めですといろいろな工事がたくさん出るといようなことと、中にはまだ経験の浅い方もいるといようなことと、チェックミスも考えられると、そういうようなことの中でこういうことがたまに出るとい可能性もあるのではないかと。これは推測でございます。

【美馬委員長】

はい。他によろしゅうございますか。それでは4番目、喜多方建設事務所の案件について説明願います。

【喜多方建設事務所】

(資料5に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件も予定価格を上回ったものがあったということで抽出案件になったのですが、これにつきましては、どういうふうに把握しておりますか。

【喜多方建設事務所】

本工事につきましては、工事に際しまして仮道工を設定しております。仮道工にはヒューム管

を用いてまして、ヒューム管につきましては特記仕様書の方で支給品という取扱いにしているところでございますが、今回予定価格を超過した企業につきましては、そのヒューム管につきましては購入という形で見積をしております。その結果、予定価格を上回ったと見積書で確認しました。

【美馬委員長】

はい。事業者の要するにミスということが原因のようでございます。質問ございますか。よろしゅうございますか。それでは、5番目の案件、南会津建設事務所の案件について御説明願います。

【南会津建設事務所】

(資料5に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。この案件の抽出理由は、応札者が1者であった、もう一つは落札金額が予定価格に非常に近い金額であったということですが、この辺についてはどういうふうに理解しておりますか。

【南会津建設事務所】

あくまで想定ではございますが、現場が南会津郡只見町ということでありまして、現場までの通勤とか資材搬入の諸経費のロスを考慮すると現実的に採算が合うと判断された企業が少なかったということだと考えております。落札率が高いということに関しましては、今回砂防ダムのコンクリート打設がメインの工事でございます、工種が比較的少ないことから、より正確な積算ができて予定価格に近い見積が提出されたものだと判断しております。

【美馬委員長】

ありがとうございます。この案件につきまして御質問ございますか。

【安齋委員】

この入札参加要件ですと、入札参加可能業者は何者ですか。

【南会津建設事務所】

先ほど委員の方から28者という言葉がございましたが、支店も含めて30者です。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。30者だそうです。他に御質問よろしゅうございますか。

では、5件につきましてそれぞれ御説明いただきました。質問はなされたと思いますけれども、御意見等を承りたいと思います。質問も合わせて結構ですので意見等がございましたら、いただきたいと思っております。5件全部合わせての審議にしたいと思っております。よろしくお願いたします。

入札監理課長に伺いたいのですが、今回、地域要件を隣接3管内から管内にしたことの影響は出ておりますか。

【入札監理課長】

その辺につきましては資料3の2頁目に4月から6月までの地域要件別の分析がございますが、例えば落札率などにおきましては、前回と比べまして特に大きな変化は出てはございませんで、管内だからということで特に上がっているという、若干は上がっておりますが大きな変化というような状況は見取れないというふうに受け止めておりますので、このことに伴う競争の度合いに大きく変化があったということではないと受け止めております。ただ、地域要件で設定しますと他管内からの参加はなくなりますので、そういう意味では、管内企業の受注の確保はされているんだろうというふうに考えております。

【美馬委員長】

管内にしたときに2点心配だったのは、きちんと競争が保たれますかということが1点目、2点目は入札参加者が確保できますかという問題だったと思うのですが、5番目の案件に入札参加者が1者というものがありましたが、他の案件では全体として入札参加者が減ったということはないのですか。

【入札監理課長】

大変申し訳ございませんが、まだそこまでの比較はしてございませんでした。ただ、先ほどのように管内の企業の中でも、地域によっては敬遠される地域であるということであれば他管内であれば尚更ということが考えられますので、一般的に地域要件の変化に伴って例えば1者応札が増えてくるのかどうかということは一概にはいえないのかなと。ただ、そういう観点からの比較

等について注意をしていきたいと思えます。

【美馬委員長】

他に御質問、御意見等ございますか。

【芳賀委員】

ちょっと話題変わりますけれども、各地域にスーパーなどございますね。例えば田島町のスーパー、福島のスーパー、デパートでも同じですが、集客力、その対象とするものが、そのスーパーによって違うと思うんですね。逆の見方をします。建設産業を考えてみた場合、地域でよそに進出していくということを避ける企業というのは大分あると思うんですね。例えば、年間施工高が5千万円とか1億円未満とかいった方々がよそに進出していく力があるか、例えばAからCランクであったとしても、出て行かれる力のあるところというのは、それだけの経営力がある、体力がある、あるいは苦しまぎれにというようなこともあると思うんですね。ですから、私は基本的に競争数の確保ということで30とか50とかということで設定すること、それ自体をどうこういうつもりはありませんけれども、それをめめたとしても、今は事業量が少ない、特に土木等にあっては激減してピーク時の3割くらいに落ちてるわけですから、特に建設市場については公共事業が市場価格を決めるというような状況にあって、その市場価格が何かというと最低制限価格なんだと、この辺の問題をしっかりと理解しておく必要性はあるんじゃないかと。つまり、地域だけで食べていく、そして地域で貢献するんだという企業が非常に多くあり、小さな規模の工事ほどそういう色彩は強くなるということをおぼえていただけたらなと思ってお話をさせていただきました。

【美馬委員長】

ただ、一方では貴重な税金を使うわけですから、競争をしながら価格を安くし、そして競争することによって技術力を高めるということは当然必要ですよ。

【芳賀委員】

はい、おっしゃるとおりです。競争があると、これは当たり前のことで、競争しなくちゃならないと、これは当然のことでありまして、ただ、競争というものが公共事業の場合には上限拘束性、価格が決まっていると、そしてそれを超えては請け負えないという特性があるわけですね。国交省などはこれをちょっとはずしてみようかなんていう動きや意見もあるやに聞いておりますけれども、そういった中でどうしてもですね、地域の仕事を取るという前提でいったときに、よそからの進出を避けるといったときに、落札する適正価格は最低制限価格しかない、そこには競争という原理が十分に働き過ぎていてというふうに、だから先ほどいったように、公共事業が建設市場の価格を決めてるんだと、だから他の産業とちょっと違うところがありますよと、そしてもっと違うところは一発勝負なんです、ゼロか百かというのが競争の世界だと。

【美馬委員長】

いろいろな意見はあるかもしれませんが。他にいかがですか。

【安齋委員】

前の年、業界からいろいろな要望が来まして。例えば、南会津の工事なのに他の地区から来て仕事を持って行かれてしまうと。そういうことがあったので、我々としても、地域要件を見直すということで、思い切って3千万円未満の一般土木工事ならば地元の企業でもできるだろうということで、委員長のいったように競争があくまでも確保されると、それから入札参加可能業者数30者の原則が維持されるという状況を生み出すのであれば認めましょうということで地域要件を見直してですね、その結果、落札価格が急激に上がったたりしたらまずいというような心配はあったのですが、今回の第1四半期の結果を見る限りにおいてはその心配は払拭されていると。だから予定通りで良いかなというふうに私は思ってますけども。ただ、これからどういう結果が、第2、第3、第4四半期と出るか。それを見た上で、もし必要ならばまたもう一度見直すということにしていきたいというふうに思っております。

【美馬委員長】

今回の地域要件を管内にするといったのには二つの目的がありますよね。一方では地元企業に取ってほしいと、他方では競争をきちんと確保してもらいたいと。

【安齋委員】

はい。条件を二つ付けてその条件が満たされるならば、地域要件を見直しましょうということ

で、見直しを行いましたからね。

【美馬委員長】

だから、今回みたいに入札が 1 者とかそういうことになると、これはまた問題になるということも。

【安齋委員】

いや、競争入札ですので、例えば 3 者以下だから駄目だとかいうことはできないんですね。1 者でもそれは自由ですから。今まで問題になったのは、指名競争入札で例えば 10 者とか 15 者を無理矢理指名していたんですね。そうすると、入札に参加したくないのに参加させられて結局積算するのにお金がかかってしまうと、仕方がなくて付き合いのために、あとで仕事が欲しいときに指名されないと困るので参加すると。だから、それはやめましょうと。参加するのも自由、参加しないのも自由と。ただし、問題は入札参加の可能業者をまず 30 者だけは確保しましょうと。ただ、去年検討したときは、もし 30 者がきついのであれば 20 者に下げようかという議論もしたんですよ。それで試算してもらったら、そこまではいかないようだ、30 者を維持したままで地域要件を見直せるという判断でとりあえずまずこれでやってみましょうということで GO のサインが出たんですね。その結果、第 1 四半期に関しては予定通りという心配するようなものは今のところはないという感じています。

【美馬委員長】

分かりました。そうですね、予定人数が要するに 30 者を確保できるということが大事だと。ただ 1 者の場合には、今度は逆に競争が本当に確保できますかという問題が跳ね返ってくるかもしれないですね。

他に御意見等ございますか。抽出案件につきましては、こういうことでよろしゅうございますか。いろいろ勉強させていただくということかと思えます。

それでは、2 番目の審議事項「建設関係団体等からの意見聴取について」です。提案理由等の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料 6 に基づき説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。建設関係団体等からの意見聴取でございます。例年実施しておりますが、新しい委員の方は初めてかと思えます。資料の最初の「趣旨」にありますように、受注者側からの意見を聴取することによって、現在の入札・契約制度の課題を検証し、今後の制度の見直しに資するということが目的でございます。

一つは、調査票を事前にお渡ししてそれに答えるという形で意見聴取をするということでございます。この調査票の内容につきまして、昨年度のものが基本になるとは思いますが、新しい調査項目を盛り込むべきという意見等がございましたら、事務局の方には是非お持ちいただきたいと思えます。

例年と同様の形で実施したいということですが、いかがでしょうか。

【芳賀委員】

このような意見聴取を実施することは非常に良いことだと思う反面、聴取対象候補者を見ると若干疑問を感じます。例えば、工種を考えてみた場合、許可業種だけで 28 あるわけですから。そして、元請団体は建設業協会となっておりますが、仮に代表者 1 名だとするならば、建設業協会の構成メンバーというのは土木専門の方、建築専門の方、土木と建築と一緒にやる方に分かれていますが、多くのメンバーは土木中心、つまり、建築と土木を相当量やっているという企業はほんのわずかなんですね。そうすると、元請側の意見が土木だけになりはしないかという懸念がまずされると。そういうことで、選ぶならば土木・建築ということも、これは時間という物理的なことでもあるでしょうけれども、そういう一考も必要ではないか。

また、県発注工事というのは、そういう工種別ということもありまして、例えば分離発注というのも行われるわけですね。特に、箱物などの場合、設備関係あります。電気であるとか、空調衛生関係といったものもあるわけで、その人たちの物事のとらえ方なども、特に電気とか空調といった場合に、県の土木部の営繕発注というのではなく、委託業務的な、例えば、警察署とかで出たときには管理者が全く違うわけですね、等々考えてみた場合に、こういう入札制度というも

のを本当に幅広く各分野に浸透していくという意味では、その辺についても考慮すべきではないだろうか。時間的な問題があるとするならば、何か別な形でも、聴取というのはここにして、調査ものでもというような案もあるのかもしれませんが、そういう対応はいかがなものでしょうか。

【美馬委員長】

今の御意見ですと、要するにこれでは足りないということですか。もっとたくさん呼ばなければ意味がないと。

【芳賀委員】

はい。

【美馬委員長】

もっと幅広く、いろいろな業界等から呼んだ方が良いのではないかとありますが、いかがですか。

【入札監理課長】

確かに、業種ごとにいろいろな団体はございます。その辺は承知しておりますが、入札制度そのものにつきましては、基本的に業種が異なりましても同じ制度が適用されておりますし、発注種別が違うからということで、制度をその種別だけ変えるというのはなかなか困難だと思いますので。そういう意味では、例えば、建設業協会の会員の中でも、建築の専門の方も推薦をさせていただいて一緒においでいただき、建築の分野で特に土木と違うところで入札制度について御希望の点とか御意見を追加で言うていただくというような対応は可能だと思いますので、このままでいきたいというように考えております。

【美馬委員長】

可能性としましては、今年土木をやったら、来年は例えば元請側についてできれば建築関係とか、輪番制というか、業界に全面的に任すのではなくて、この委員会側の意向を踏まえて幅広くということがあり得るかなという気がするのですが、いかがですか。やはり業種が違いますと、入札制度についても、なんとなく受け取り方は違うかな、抱えている問題点は違うかなという気がします。

【入札監理課長】

私どもの方ではそのように考えておりますが、委員の皆さま方が特定業界の意見も聴いてみたいということで、年度によって対象をあえて変えるということを御希望であれば、我々は反対するものではございません。

【安齋委員】

建設業協会に代わるような団体は他にあるのですか。

【芳賀委員】

私が心配しているのは、川上から川下までという考え方で対応されていると思うのですね。そうしたときに、川上の部分というのは、大きく分けて考えてみた場合、土木、建築、設備と三つに分かれるように思われるんです。すると、設備というのは、建築の附帯の部分と全く違うというのがあるわけですね。そこで、設備団体ということで、福島県総合設備協会というものがありますから、そういうところを、一つのものとして入れる。

また、先ほど入札監理課長の話聞いて、そういう考え方もあるなと思ったのですが、例えば、建設業協会の場合に、お一人だけということで建築のことは知らないよということではなくて、建築というのは民間では圧倒的ですので、そういうことを考えてみた場合、どうしても公共事業が民間にも影響を及ぼすということもあるわけですから、そのようなことも考えたらよいのかなと思いました。

【安齋委員】

元請の場合は建設業協会ですけれども、今までだいたい3人ずつ来てます。建設業協会としてはバランスを取っているのだと思う。ただし、ちょっと心配なのは、来る人たちが本当に会員の意見を集約してるのかなと。執行部の意見だけになっていないかということです。

【芳賀委員】

そうなってしまっただけはおかしい話ですので、お聴きする場合、調査する場合に、団体としての意見ということで、きちんと皆さんの意見を集約した形ということを出してもらった必要性というのはあるのではないのでしょうか。例えば、コンセンサスを得たものというような形とか、個人

的な意見はだめですか。

【美馬委員長】

これは可能ですよね。要するに、協会としての意見を取りまとめて出してくださいよと。

【入札監理課長】

協会としての意見をくださいという問い合わせは可能だと思いますが、その手続等について、会員の意見を集約してどうこうという話をしてしまいますと、例えば、意見集約のために相当の日数や場合によっては経費の負担が出てくる可能性がありますので、そこまでということではなくて、団体なりの意見、団体としての代表の方々の意見という形で、意見をお伺いすることが現実的ではないかなと考えております。実際、団体の方々の中からも、会員の中でも利害が対立する部分があって、それを一本化するというような、一つの意見にまとまるというようなことはかなり難しい状況もあるというお話もお伺いしていますので、意見集約して一つの考えにまとめたものでないと意見は聞けないということではなくて、前回も、こういう意見もあればこういう意見もあるという形で意見を紹介していただいたと思いますので、そういう形でお伺いするのが現実的ではないかと思えます。

【小川委員】

先ほどの説明で、入札制度は一つだからということではありましたけども、やはり、建設業協会ですと、芳賀委員がおっしゃったように土木と建築ということでもありますので、設備関係というのは、総合評価の中でも維持補修というものは土木の人は関係するけども、設備の方たちは全く関係しなくなってくる。するとやっぱり、それぞれの業界が抱えている悩みとか問題点はあると思うんですね。そういうものもお聴きしたいので、建設業協会に限定するのではなくて、時間の配分とか、どうしても長くなるのであれば午前と午後に分けるとか、長くなりますけども、そういう形では是非、設備関係も意見は聴くべきではないかと思えます。

【美馬委員長】

はい。要するに、もう少し幅広く意見を聴いた方がいいのではないかと、そして、意見聴取の対象として重要なのは設備関係が一つの大きな柱となるのではないかとということですが、委員の皆さんいかがですか。

【齋藤委員】

元請と下請とが一緒に集まって意見の聴き取りをするわけですか。元請と下請は必ずしも利害が一致する場面だけではなくて、相反することの方がむしろ多いのではないかと思うのですが。それとも、別室でそれぞれにやるのでしょうか。

【入札監理課長】

一堂に会して御意見を頂くわけではございませんで、個別にヒアリングという形で行いますので、例えば、順番が仮に資料のとおりとすれば、元請側の意見をお伺いした上で、元請側の代表の方には御退席いただきます。それから、下請側の代表の方にお出でいただくということで意見はお伺いしていますので、下請側の方々が、例えば元請側に対する要望的なお話をすることもございます。

【齋藤委員】

それについては分かりました。委員がこれだけの人数がいるんですし、これを分散してですね、業者の方々の方からも何人か来ていただいて、それに対応できるだけのチームを作って実施すればよいと思うのですが。

【美馬委員長】

ということは、意見聴取の人数を増やした方がよいと。

【齋藤委員】

はい。

【美馬委員長】

他にどうですか。今意見が出ているのは、要するに、もう少し幅広く意見を聴くという意味からすると、聴取対象を広げた方がよいのではないかという意見ですが、いかがですか。聴取対象を広げるときに、この委員全員で聴取するのか、チームに分けて聴取するのかという違いはあるかもしれませんが、基本としては広げた方がよいのではないかという意見。もう一つは、業界団体の場合は、できるだけ業界の意見を集約すると。集約しろとまでいうと大変だけど、要望とし

ては集約してほしいと。代表者個人の意見を言われても困るという面もありますので、そういう要望としては付けた方が良くはないか。今出ておりますのは、だいたい二つくらいの意見ですが、いかがですか。

皆さん、お付き合いいただけますか。

では、設備等に関しましては一つは増やしましょうね。建設業協会については、建築と土木と分けるか、そこら辺についてはもう少し事務局と話し合っ決めて。基本の方向とすれば、広げる方向ということにしたいと思います。それでよろしゅうございますかね。

あと、工事の個別事業者につきましては選考チームを作って選ぶということになりますが、選考チームの作り方について、事務局何かございますか。

【入札監理課長】

はい。従前の部分も踏まえて選んでいただければという気持ちもありまして、委員長と委員長職務代理者の安齋委員にお願いできればと思っておりました。

【美馬委員長】

それでよろしゅうございますかね。私と安齋委員で選ぶと。今考えておりますのは、個別事業者の選考でございます。

それでは会議終了後、時間がありましたら安齋委員と打ち合わせを行いたいと思います。よろしくお願ひします。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

それでは、各委員の意見交換に移りたいと思いますが、小川委員の方から資料が配られております。小川委員よろしくお願ひします。

【小川委員】

意見というよりは質問なんです、国の方で最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の適切な活用についてということで、5月15日に各都道府県と政令指定都市に対して、こういった文書が出ております。その中で、マーカーで色づけしたところで、建設産業が非常に厳しいということから、地域の雇用を確保する意味と、地域産業の核となる企業が持続できるよう、適正価格で契約できるようにという目的の下に見直しをして、従来の「3分の2から10分の8.5」というものを「10分の7から10分の9」という範囲に引き上げをしました。それに基づいて、中央公契連のモデルも改正されております。その見直しについての資料が4枚目と5枚目にありまして、こういうふうにした理由というのが、落札率が低いようなものに対して、どうしても今度その工事成績の点数も福島県の場合はあんまり低くないということでしたが、そういったものが見受けられる、増加しているということから、こういう改善を図ったというような国土交通省の資料です。それに基づいて、7月24日現在で最低制限価格の見直しをしている都道府県というのが、この国のモデルをそのまま使っているところと、独自のモデルを使っている自治体と、それぞれございますが、全国47都道府県のうち22の県が改善をしております。それから、政令指定都市についても、ちょっと私の方で調べができなかったのですが、例えば札幌とか横浜、川崎、北九州のようなところで、同じような形で最低制限価格の改善をしております。

もう一枚の新聞、これは今日の建設通信新聞ですが、野田市が、やはり今、低入札価格で応札が相次いでいるというところから、労働者の賃金が交付されないような下請、末端に至るところで非常にひどい状況が起きているというので、野田市の公の契約条例というものを日本で初めて9月の市議会に上程しているということで、来年から施行するということが今日の新聞の記事に載っておりました。そういったことで、安ければいいということではないんだと、いろいろなものに影響が及ぶというところから、こういった野田市のような思い切った対応が出たのではないかなと思われま。野田市の記事の4段目にありますが、野田市の賃金面のものを総合評価の加算点の中でも考えるというようなことで、それから、適正にもし支払われないときには指名停止とかそういったことも検討するというような方向の記事が出ておりました。これだけ全国での動きがある中で、福島県で最低制限価格をどのようにこれからお考えなのか、方向性をお伺ひしたいと思ひました。

【美馬委員長】

はい。今の質問はこの国土交通省から出ている取扱いについて県はどのような考えをお持ちかということかと思いますが、いかがですか。

【入札監理課長】

まず、この5月15日の文書につきまして説明させていただきますと、この文書中の「記」と書いてございます1行上のところに「本要請の周知徹底をお願いします」と書いてございますように、この文書につきましては、あくまでも国土交通省から都道府県あるいは市町村に向けた要請文ということで、いわゆる通達などのような命令を守りなさいとかいうものではないということで理解してございまして、こういう要請が出された背景には、この資料にも書いてございますように、最近の経済状況の悪化に伴いまして、建設業も例外ではなくて厳しい状況が続いているということで、全国的に例えば市町村などにおいては工事を入札で行う際に最低制限価格を設定せずに行っているところも結構あります。そういう中で、できるだけ例えばダンピング対策という観点から最低制限価格を良く活用してください、それで見直しを行っていない場合などには見直しを行うようなことも検討してみてくださいというような要請でございまして、趣旨としましては、それぞれの地域の実情に応じて必要な見直しをしてくださいという趣旨でございまして、そのことを踏まえまして、福島県の状況につきましては、18年の事件以来、福島県では入札制度につきましてはかなりいろいろと改革を行った上で、その改革に伴っていろいろとまた影響が出てきた部分についても見直しを進めてきておりました。ダンピング対策につきましては、この4月から、昨年1年間の試行の検証結果なども踏まえて、総合評価方式の拡大とか、あるいは地域貢献度合いを重視するような方向での見直し、地域要件を見直し、予定価格を事後公表にするというような形で、かなり総合的なダンピング対策を講じてきているというふうに認識しておりますので、そういう入札制度をいろいろ見直ししているところと、何も対策は講じてないけれどもとりあえず最低制限価格だけでも上げてダンピング対策をするということもいろいろあるんだと思います。そういうことから見ますと、福島県ではこの4月にかなり大幅な見直しを行っているというふうに認識しておりますので、この上、更に最低制限価格の改正まで必要なかどうかということにつきましては、やはり、現在、入札執行状況をいろいろ皆さんにも分析していただいておりますので、この分析を、まだ第1四半期ということでしたが、先ほど説明させていただきましたとおり、実質的には6月分だけの分析にしかになっておりませんので、よく分析をしてみないと、何ともここではどうするこうするというお話を申し上げる状況ではないのかなというふうに思っております。

【美馬委員長】

小川委員、よろしゅうございますか。

【小川委員】

はい。

【美馬委員長】

私たちが見ても、やっぱり福島は進んでいるのかなと、いろいろ総合的な対策を練っているということかと思えます。今後の課題としては、いろいろな資料や抽出案件等を踏まえまして、更に検討していく必要はあるかなという気はいたします。それにしましても、福島県とすれば入札制度の改革につきましては、そんなに硬直的ではないというふうに思います。

他にいかがですか。

【芳賀委員】

3つほど述べさせていただきます。まず1点、簡単に申し上げます。最近御案内のとおり、新型インフルエンザ等の感染症の問題が取り上げられているわけですが、建設業の場合ですと、約款上の現場代理人、それから建設業法上の技術者、ある工事以上につきましては専任制を求められるところであります。そういった中で、今、業界は、皆さん方御存知のとおり、疲弊しているというような状況の中、技術者等のリストラ等もかなり行っている。そういった中で、新型インフルエンザ等がまん延した場合、例えば、現場代理人とか、主任技術者とかの専任者がかかってしまったという場合、これの常駐義務、専任義務というものはどうなるのかなということで、これは今すぐ回答をというわけではありませんけれども、その辺の対応について、県のお考えをお示しいただければありがたいなと思います。

それから2点目、先ほど優良工事等々について、いろいろ話が出ました。新聞報道によります

と、農林水産部の工事 8 件受賞、土木部関係の工事 8 件受賞、合計 16 件の受賞となっております。その中で、農地につきましては平成 20 年度発注工事が約 460 件、そして 8 件の表彰、一方、土木につきましては約 2,500 件くらいの中で 8 件の表彰ということで、数的なバランスはどうなのかなと思ひまして、工事成績が悪いといつてしまえばそれまでの話ですけれども、先程来言っているように、経審上では 20 点等頂かない人でもその候補者に上ったというときには評価されるわけです。そういうものを考えてみた場合の一等賞、二等賞、三等賞というようなランク付けなんかもあつてもいいのではないのかなということが 2 点目。

それから 3 点目でございますけれども、これは私と昭和村の方との話の中で、村の中の工事で、自分のところで計算してみると 1,100 万円か 1,200 万円くらいの工事で自分のところでは適正だろうなと思つても、価格競争で取れないよという話が出てですね、じゃあどこの企業が取ったのかと聞いたら新聞を見てよなんて言われたものですから、見たら博士山を乗り越えてやってこないとならないような A ランクの企業がわざわざ来られて、条件付一般競争入札の結果、落札率を新聞等で見ますとだいたい 76% から 77% くらいで落札されているんですね。じゃあ年間どのくらいこれから想定されるのというような話を聞いてみますと、2 件か 3 件くらいの工事しかない。そういうものをはるか彼方の 40 分、50 分かかる所の企業に取られてしまつて、昭和村では企業がないと、そういうところが全部除雪をしたりなんかやると、宮下支部では御案内のとおり新聞等で見ますと、宮下の協同組合が維持修繕それから除雪等を含めた委託業務を受注したというようなことになってますけれども、しかし、それも建設業者が疲弊しつぶれていくという現実の中でそういう組織で受けるということになったのだと思うんですけど、それ以前に、企業の根っここの部分である工事が、よそから単純に一般競争入札の中で取られてしまうということになると、過疎地域、限界集落の人たち、一番困るのはそこではないかなと。そういった地域的な経済性、雇用の問題等々がからんだときに、是非ともですね、なるべくならそういうことを勘案した上での、ある程度地域性を重視されてる、貢献性を重視されてる総合評価方式、そういったものの活用をいただければありがたいのかなと、そんなふうに思ひまして述べさせていただきました。

【美馬委員長】

1 の問題については県の問題ですけど、2 の問題につきましては優良業者のランク付けというのはこの委員会の権限ではありませんね。これは、要するに他の委員会の問題で、それをどう利用するかという問題ですから、ここの委員会で議論するわけにはいかない。3 番目の問題につきましては、すでに私たちは管内という形でやっておりますし、基本的には総合評価方式ということをやっておりますので、更に付け加えてほしいという意見ですか。

【芳賀委員】

今は 3,000 万円未満の工事は総合評価方式は抽出ですよ。ですから、抽出にならないければ総合評価ではないんだと、価格競争ですよという話なんです。と、それがどのくらいの割合かと考えてみた場合に、総合評価は事務的な煩雑さ等々でなかなか県の方では大変だけれども、何かその辺をお考えいただけないかということでございます。

【美馬委員長】

総合評価方式のやり方、あるいは適用範囲をどうするかという問題なので、今後の課題としては一つの課題かなという気はいたします。何かございますか。

【入札監理課長】

はい。入札制度の観点からお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、一つ目の現場代理人などの専任につきましては、工事の関係ですと現場代理人は現場に常駐する義務があります。それから、主任技術者については工事によってですが一定の工事については専任でその工事を行わなければならないというような決まりがございますが、現場代理人の常駐義務につきましては一定のやむを得ない事由がある場合には必ずしもいなければならないということでもありませんし、理由がある場合には現場代理人の交代ということも認めることとしておりますので、インフルエンザ等につきましては当然やむを得ない事情だと考えられますから、そういう対応をすることが可能だというふうに思います。

二つ目ですが、何件程度を優良工事として扱うのかにつきましては表彰する側の問題ですが、その優良工事をどのように評価するのかという意味での入札制度の問題というふうに考えた場合は、先ほど総合評価におきます評価において、特別簡易型の場合は特に 20 点中 3 点で、3 点か 0

点かという評価に今なっておりますから、その辺について今ほど芳賀委員がおっしゃったような意見、あるいは先ほど小川委員からも頂いた意見、今日は様々な意見を頂いたと受け止めておりますので、そういう意見なども踏まえた上で、総合評価委員会でも御議論いただきまして改善改良がどのような形かは分かりませんが検討をしていく必要があるんだろうというふうに考えております。

三つ目ですが、昭和村で発注される工事を会津美里町の企業だと思っておりますが落札していたということにつきましては、基本的には、これは会津管内の工事で、もう少し細かくいうと土木事務所の範囲が、宮下土木事務所の分を会津若松建設事務所の本所の管内の企業が受注したということだと思います。市町村単位で見えていった場合には、制度の問題もありますけれども、その年その年での発注量の問題も出てくるかと思っております。ですから、例えば総合評価の抽出にもれてしまった場合に、じゃあ総合評価の工事があるのかなのかということにもなるというのは、発注するボリュームがその地域あるいはその市町村内でどの程度出てくるのかという問題もありますので、そこをすべて制度だけで救っていくというのはなかなか困難もあるのかなというふうに考えておりますが、総合評価方式につきましては、その守備範囲をどこまでにするのかということは、これは今すぐどうこうということではないにせよ今後も総合評価方式の範囲等については、この委員会等でも御議論いただきながらいろいろ考えていければと思います。

【美馬委員長】

はい。個人的な感想ですけれども、多分、総合評価になったとしても結局は大きいところを取りやすい、先ほど出てきたような優良企業の認証を受けたところが簡易総合評価方式だったら高い得点になる、なかなか地元は取りづらいという面は残りますね。そういう意味では、今後の総合評価方式の評価基準をどうするのか、そういう問題と絡むのかなという気もいたします。議事録に残して今後の課題にしたいと思っております。

皆さん、他にいかがですか。

【安齋委員】

芳賀委員の質問にも答える形ですけれども、地域要件というか区割りについては、これまでも検討しました。例えば、宮城県の場合には制度を作って真っ先に区割りを細かく分けました。そのことも踏まえ、福島でどうするかといった場合、例えば、県北を保原と二本松と福島に分けるかということも、いろいろ検討したのですがやはり入札参加者数が確保されないという理由で、現状の区割りをそのままにしようということで決着しました。その代わり地域要件を見直すと、実際にゆるめたんですけれども、そういうことで対応したんです。そういう意味で、例えば昭和村と会津美里町とを分けるということは福島の場合は現実的ではないようですね。ただ、長野と宮城は確かに細かく分けています。ただ、長野の場合は、山を一つ越えともう別な地域ですので、27くらいの区割りに分けざるを得ないという地域的な問題がありますけれども、福島はそこまでいかないだろうということで現状の区域割りで分けてます。

【美馬委員長】

他によろしゅうございますか。それでは、その他の事項に移りまして、その他について委員の方から何かございますか。

ないようですので、事務局の方からその他の案件について説明願います。

【入札監理課主幹兼副課長】

一回意見聴取をはさむわけですけれども、その次の抽出案件の審議対象期間と抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いしたいと思います。

【美馬委員長】

委員の皆さん、次回の抽出案件で何かいいテーマはございますか。

それでは事務局が考えている抽出案件について御説明願えますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

先ほど、特に資料2の説明の際に、かなり委員の方々から御意見が出たということもありますので、総合評価方式の案件から選ぶということについては問題ないかと思うのですが、今はほとんどの案件が総合評価方式になっているということもありますので、何らかの絞り込みが必要かとは思っています。例えば、資料2の2頁目に価格と加算点の状況というものが2段目にありまして、その中で、価格が1位であっても加算点でひっくり返った案件とかそういった特徴的なものが出

てくるような案件を中心に選んでみてはいかがかと思うのですが。

【美馬委員長】

はい、分かりました。今の事務局の提案は、総合評価方式という大きい枠の中で、次回につきましては、価格と総合評価の点数、これの逆転が起きた事案について抽出案件として選んではどうかということですが、よろしゅうございますか。価格以外の要素で逆転した、できるだけ逆転の程度が大きいものを選びますとおもしろい結果が出るかもしれません。そういうテーマで、期間としましては、21年7月から21年9月の第2四半期の案件について対象としたい。抽出チームですが、順番から行きますと田崎委員と芳賀委員にお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。それでは、テーマについては総合評価方式、そして価格逆転が起きた事象について検討するというところでございます。それでは、よろしくお願いしたいと思います。

他に何か事務局の方からございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会及び緊急に委員会又は部会を開催する必要がある場合の日程調整のため、お手元に10月、11月分の監視委員会開催日程確認表を前回と同様に配付いたしました。お手数ですが、9月16日水曜日頃までに事務局の方へ提出をお願いいたします。

【美馬委員長】

ありがとうございます。それでは、次回よろしく申し上げます。

本日の議事はこれで終了いたしました。御協力ありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、第21回福島県入札制度等監視委員会を閉会いたします。ありがとうございました。